

原議保存期間 5 年
(平成30年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第106号
平成25年7月5日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整部長

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 の施行について

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第45号。以下「改正府令」という。)は、別添1のとおり、本日
公布され、平成25年7月8日から施行されることとなった。

改正府令の概要及び施行上の留意事項については下記のとおりであるので、事務
処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正府令の概要

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第17条により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)が改正され、従前の「原子炉設置者」が「試験研究用等原子炉設置者」及び「発電用原子炉設置者」に分けて規定されること等となったため、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和53年総理府令第48号)別記様式第1(核燃料物質等運搬届出書)の注1について所要の改正を行うなどしたものである(別添1及び別添2参照)。

2 施行上の留意事項

この改正により、核燃料物質等運搬届出書の「原子力事業者等の区分」欄等に記載すべき事項が変更されることとなるが、それ以外の事務の取扱いに変更はない。

別添 略